

公益社団法人 岐阜県看護協会看護研究助成金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条1(1)の「教育等看護の質の向上に関する事業」の一環として位置づけ、看護研究のレベルアップを図り、看護の質の向上と質の高い看護職者を育成するために、会員の研究活動に対して奨励助成することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成金は、以下に掲げるものに交付する。

- (1) 公益社団法人岐阜県看護協会に所属する会員を対象とする。
- (2) 研究は個人又は共同研究とし、他の助成金を受けていない者とする。なお、共同研究は異なる施設及び他職種の者でもよい。

(研究領域)

第3条 研究は、臨床看護、地域看護、看護教育、看護管理等に関する分野とする。

(助成額)

第4条 助成額、は次のとおりとする。

- (1) 研究目的、研究内容、予算額等を考慮し、1研究ごとに定めた額とする。

(申請資格者)

第5条 助成金を申請できるのは、公益社団法人岐阜県看護協会の会員とする。

(申請)

第6条 助成金を申請しようとする者は、募集期間内に所定の交付申請書及び研究計画書を、公益社団法人岐阜県看護協会会長に提出する。

(助成の審査・決定)

第7条 助成金の交付は、提出された申請書等について、審査委員会による審査を経て理事会で決定する。

(研究の変更・中止)

第8条 助成金の交付決定を受けたものが研究の変更・中止をするときは、速やかに公益社団法人岐阜県看護協会会長にその旨の届出書を提出する。公益社団法人岐阜県看護協会会長が必要と認めたときは、助成金の一部または全額を返還させることができる。

(助成金の使用制限)

第9条 助成金は、交付を受けた者が研究に要する経費についてのみ使用できる。

(成果の報告)

第10条 助成金を受けた者は、公益社団法人岐阜県看護協会会長に年度末までに所定の報告書を提出する。また、看護系及び関連学会等に投稿あるいは口頭・示説発表をしなければならない。

(審査委員会)

第11条 助成金の交付について審査をするため審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる委員により組織する。

(1) 公益社団法人岐阜県看護協会会長・専務理事及び常務理事

(2) 岐阜県看護学会委員 1名

3 審査委員会は、会長が召集し、その議長となる。

(雑則)

第12条 規程に定めるもののほか必要事項は会長が別に定める。

(改定)

第13条 この規程の改定は、公益社団法人岐阜県看護協会理事会の承認を得て会長が行う。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月13日から施行する。